

令和7年第11回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和7年11月26日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室							
開 会	令和7年11月26日 午後3時06分							
閉 会	令和7年11月26日 午後3時54分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	欠席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			荒井 広志 ・ 小林 紀之					
議事参与			藤村 弥 ・ 藤村 剛 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

議案第42号 農地法第3条の規定に関する件

議案第43号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第45号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

令和7年11月26日
開会 午後3時6分

【議長】

これより、令和7年第11回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】

訂正はございません。

【議長】

続きまして、議事録署名人の指名をします。番号10番 荒井 広志 委員・
番号12番 小林 紀之 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第42号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。なお、番号35と番号36はお互いに交換による所有権移転であり、関連がありますので、一括して議案審議を行います。それでは、内容説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

議案について説明します。
議案第42号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 3件 12筆

番号35・36

受人はそれぞれ稲作を中心とした農業経営を行っています。今回お互いの自宅に近い農地を交換による所有権移転を行うことで、耕作の効率化を図るため申請されたものです。いずれの申請地においても小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は、番号35の受人は320日、番号36の受人は240日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は、番号35は124.87アール、番号36では44.43アールで、自宅と隣接した申請地と約30～100メートルの距離にある申請地は耕作上の支障もなく、周辺農地へ及ぼす影響もないことから、申請地

	を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。担当地域の農業委員からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号35・36について報告いたします。番号35と36のいずれの受人も、稲作を中心とした農業経営を行っており、農業の効率化を図るため、今回の申請地を交換し、水稻を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号35・36について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号37について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号37 農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。受人は野菜を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は60

	<p>0日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は148.06アールで、拠点から申請地までは約0.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。初めに鴻巣東地区の農業委員からお願いいたします。</p>
【新井 勉 農業委員】	<p>番号37について報告いたします。受人は、野菜を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に川里地区の農業委員からお願いいたします。</p>
【林 信夫 農業委員】	<p>番号37について報告いたします。受人は、野菜を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に鴻巣東地区の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【上谷 一海 推進委員】	<p>番号37について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に川里地区の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【桐敷 光朗 推進委員】	<p>番号37について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第42号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第43号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>本議案には、〇〇〇〇推進委員が貸主、〇〇〇〇農業委員が売主となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、2名の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員2名の退出)</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第43号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 3件 48筆</p> <p>賃貸借権設定 1件 1筆</p> <p>使用貸借権の設定 4件 18筆</p> <p>番号39</p> <p>受人は、市内に家族2人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、代替地を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号39について報告いたします。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号39について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、一般下水道管に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号40について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号40 受人は、現在市外の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。申請地は、令和7年7月17日付けで農用地区域から除外されています。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号40について報告いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号40について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号41についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号41 受人は、現在市外にあるコンビニエンスストアを営む法人です。今回、需要のある地域で新たな店舗の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号41について報告いたします。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号41について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号42についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号42 受人は、現在市内で理容室を営んでおり、家族6人で暮らしています。今回、県道の拡幅に伴い現在の店舗兼用住宅の一部が収用されることから、店舗兼用住宅の建て替えを計画していましたが、現在の敷地に隣接する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号42について報告いたします。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号42について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号43についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号43 本申請は農地改良の工事期間中における一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、所有者の依頼に基づいた耕作条件の改善を目的とした申請です。工事の概要としましては、搬入土により耕作面を嵩上げる計画であり、既存の耕作土と搬入土とを天地返しをする内容となっており、工事期間は6ヵ月間となります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果

	及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号43について報告いたします。申請地の農地区分は、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良の工事期間である6ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されております。また、耕作者に違反はなく、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ、周辺に与える影響もなく、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号43について報告いたします。本申請は農地改良工事を行うということですが、農地改良完了後は、所有者が麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号44について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号44 受人は、現在市内の実家で両親と妹と暮らしています。現在の住宅が老朽化のため、自己用住宅の建替えを検討したところ、既存の敷地では建築基準法に適合させることが難しいことから、既存の敷地とは別の本申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【林 信夫 農業委員】</p>	<p>番号44について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【細井 悟 推進委員】</p>	<p>番号44について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にマウンドアップを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思っております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号45について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号45 本申請は農地改良の工事期間中における一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、所有者の依頼に基づいた耕作条件の改善を目的とした申請です。工事の概要としましては、搬入土により耕作面を嵩上げる計画であり、既存の耕作土と搬入土とを天地返しをする内容となっており、工事期間は9ヵ月間となります。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【荒井 広志 農業委員】	番号45について報告いたします。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良の工事期間である9ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されております。また、耕作者に違反はなく、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが确实と認められ、周辺に与える影響もなく、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号45について報告いたします。本申請は農地改良工事を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を借り受け、ネギ及びブロッコリーを作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【荒井 広志 農業委員】	本申請の耕作者は、経営規模を拡大しており、除草作業が行き届いていない事があるようですが、今回の申請でさらに耕作地が増えるが、管理ができるのでしょうか。
【事務局】	今回の申請にあたって、規模拡大に伴う耕作状況に対して確認は取っています。また、今後不耕作地等あれば、新たな申請を受付できない旨を伝えてあります。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号46について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号46 受人は現在、フラワーセンター内で花卉の卸売業を営む法人です。事業を拡大

	<p>するためフラワーセンターからの移転を計画し土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり花卉の集出荷施設の建設をするものです。なお、申請地は、令和7年7月17日付けで農用地区域から除外されています。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【林 信夫 農業委員】	<p>番号46について報告いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「流通業務施設、休憩所、給油所その他にこれらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域内等に設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【細井 悟 推進委員】	<p>番号46について報告いたします。本申請は、隣接農地との境界にコンクリートブロックを行い、かつ安全対策として周囲にフェンスを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集団農地の縁辺部に位置しているため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>（全員挙手）</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第43号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>(指名された委員2名の入室)</p> <p>続きまして、議案第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願</p> <p>番号5</p> <p>申請地は現在、生産緑地地区に指定されておりますが、主たる従事者が死亡したことから、生産緑地の解除を予定しているとのことです。主たる従事者とは、中心となって農業に従事している者を指しますが、今回の申請は、死亡した対象者が生前に主たる従事者として、対象の農地を耕作していたことについて、証明願が提出されたものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【林 繁雄 農業委員】</p>	<p>番号5について報告いたします。この件につきましては、令和7年2月28日に買い取り事由が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、生前に農業を継続して行っていた者と認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と判断してよろしいと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第44号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第44号について原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第45号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。本議案には、〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員が売主となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、2名の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員2名の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第45号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域制度に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。</p>
<p>【農政課】</p>	<p>農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に土地所有者からの除外申出を受け付けており、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各地区の農業委員に出席していただき、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。今回、7月の申し出が4件ございました</p>

ので、改めてご説明いたします。なお、番号2から番号4までは自己用住宅の建築を変更事由としており、説明内容が重複するため、一括して内容説明をいたしますので、ご了承ください。

番号1

事業計画者は、現在、鴻巣市、北本市及び吉見町の2市1町で、新たなごみ処理施設の整備を計画している組合です。現在のごみ処理施設が老朽化しており、新たな施設の整備を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

除外理由から必要性は妥当であり、他法令における許可見込みも確認できることから適当性も認められます。候補地の選定経過にも問題がなく、条件に合致する土地が当該地以外に見つからないため、非代替性についても支障がないと判断できます。また、計画地は現在策定した地域計画の区域外で、農用地の集団化、農作業の効率化、利用集積化は周辺状況から勘案して支障はないと判断できます。また、土地改良施設の機能への影響はなく、県営土地改良事業の工事が完了した翌年度から8年以上が経過している土地です。

以上のことから、やむを得ない除外であると考えています。

番号2から番号4

事業計画者は、現在いずれも市内の実家あるいは市外の借家に暮らしており、現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、今回、農用地区域の農地に建築する話がまとまり申請するものです。

除外理由から必要性は妥当であり、他法令における許可見込みも確認できることから適当性も認められます。候補地の選定経過にも問題がなく、条件に合致する土地が当該地以外に見つからないため、非代替性についても支障がないと判断できます。また、計画地は現在策定した地域計画の区域外で、既存集落内に位置し、農地の集団化、農作業の効率化、利用集積化は周辺状況から勘案して支障はないと判断できます。また、土地改良施設の機能への影響はなく、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から8年以上が経過している土地です。以上のことから、やむを得ない除外であると考えています。

以上のことについて、先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。

ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。

【議長】

【一同】

(質問なし)

【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第45号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>												
【一同】	<p>(全員挙手)</p>												
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第45号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見書を送付いたします。</p> <p>(指名された委員2名の入室)</p>												
	<p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和7年10月11日～令和7年11月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">7筆</td> <td style="text-align: right;">1,978.00㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">13件</td> <td style="text-align: center;">23筆</td> <td style="text-align: right;">4,534.40㎡</td> </tr> </table> <p>合計届出件数</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">15件</td> <td style="text-align: center;">30筆</td> <td style="text-align: right;">6,512.40㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p>		2件	7筆	1,978.00㎡	所有権の移転	13件	23筆	4,534.40㎡		15件	30筆	6,512.40㎡
	2件	7筆	1,978.00㎡										
所有権の移転	13件	23筆	4,534.40㎡										
	15件	30筆	6,512.40㎡										
	<p>何かご質問はございますか。</p>												
【一同】	<p>(質問なし)</p>												
【議長】	<p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>												
【秋池 功 農業委員】	<p>・慶弔規定による支出について</p>												
【議長】	<p>最後に事務局から何かありますか。</p>												
【事務局】	<p>・活動記録簿（月報）の提出について（返却と依頼）</p> <p>・産業祭のお礼と報告について</p> <p>・来月定例会前の中間管理事業の説明について</p>												

【議長】

これもちまして、令和7年第11回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和7年12月25日（木）午後2時00分より場所は
川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時54分